

『電気通信サービスの 広告表示に関する自主基準及びガイドライン』 改定について（進捗報告）

2020年2月4日



電気通信サービス向上推進協議会

広告表示適正化WG（旧広告表示自主基準WG）主査
広告表示アドバイザー委員会委員長代理

花岡 隆春



電気通信サービスの広告表示に関する
自主基準及びガイドライン

初版：平成16年3月

第2版：平成18年2月

第3版：平成19年6月

第4版：平成21年1月

第5版：平成22年1月

第6版：平成22年4月

第7版：平成22年6月

第8版：平成24年4月

第9版：平成25年4月

第10版：平成26年7月

第11版：平成27年11月

第12版：平成30年1月

■ 2004年（平成16年）年
初版発行

■ 全24条
総60頁

■ 現在第12版
13版発行にむけ最終作業中



「電気通信サービスの広告表示に関する自主基準及びガイドライン」特長

特長①

通信サービス特有の広告表示について実例を交え規定

- ➡料金プラン、割引サービス、通信エリア、通信速度、実効速度、ベストエフォート、通信端末、契約（販売）代理店への指導、文字サイズ・記載位置、比較表示等

特長②

技術変革、行政指導・処分、問題となった広告表示など、

その時々での課題に沿った改定を実施

➡改定時の手順

WG原案策定 → 4団体事業者意見照会 → パブリックコメント → 報道発表

参考：文字表記規定の具体例（別表8）

媒体区分	表示区分
テレビ	<ul style="list-style-type: none"> ■露出秒数：2秒以上 ■文字の大きさ： 画面アスペクト比4：3文字安全フレームの左右の幅で1行30文字までとする。 画面アスペクト比16：9（主としてHD素材でのアスペクト比）においても同様に1行30文字までとする。 ■なお、1画面30文字以上を表示する場合は2秒以上の露出とし、視認できる露出時間を確保するものとする。
ラジオ	<ul style="list-style-type: none"> ■問い合わせ先を明示する。 「詳しくは『会社名』へ」
新聞	<ul style="list-style-type: none"> ■文字の大きさ：8ポイント以上
雑誌	<ul style="list-style-type: none"> ■文字の大きさ： 純広は8ポイント以上、記事広は本文と同等の大きさ
屋外広告 (駅附帯看板を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ■文字の大きさ：標準導線の視認性に対し明瞭に判読できる大きさで表示する。
交通広告	<ul style="list-style-type: none"> ■文字の大きさ： B3サイズ未満＝8ポイント以上 B3サイズ以上＝14ポイント以上

媒体区分	表示区分
web	<p>■文字の大きさ: 表示可能スペースを考慮し、判読できる大きさで表示する。</p>
ポスター	<p>■文字の大きさ: B3サイズ未満=8ポイント以上 B3サイズ以上=14ポイント以上</p>
チラシ・リーフレット・ツール	<p>■文字の大きさ:(※) 表示可能スペースを考慮し、判読できる大きさで表示する。 文字が小さくなってしまう場合は朱書きまたはアンダーラインなどの工夫をする。</p>
総合カタログ	<p>■文字の大きさ:(※) 表示可能スペースを考慮し、判読できる大きさで表示する。 文字が小さくなってしまう場合は朱書きまたはアンダーラインなどの工夫をする。</p>

- ・※を付した箇所の文字の大きさにおいて、強調する文字に対し小さい文字で注釈を付す場合には、8ポイント以上で表示する。
- ・強調する文字（強調表示）に対する注釈（打消し表示）に用いる小さい文字のサイズは、強調する文字サイズに対し7分の1以上の大きさを原則とする。

参考：広告表示チェック体制

通信4団体加盟社の広告を**四半期毎**にチェック

- 【**テレビ広告**】
- ・全国放送、もしくは、全国放送相当のテレビ広告
 - ・関東・関西・中部のいずれかで放送されたテレビ広告

- 【**新聞広告**】
- ・全国紙（朝日、読売、毎日、産経、日経）の全面広告相当

※テレビ広告は15社前後100本程度、新聞広告は5社前後10面程度

※必要に応じWEBその他媒体もチェック

広告表示検討部会（予備審査）

消費者団体、電気通信4団体、JARO

広告表示アドバイザー委員会（本審査）

有識者、弁護士、消費者団体代表、JARO

オブザーバー：総務省

事業者に対して、自主基準・ガイドラインに照らした4段階の検討結果を送付

- ×問題があると指摘
- △問題があるとまでは言えないが、表示（注釈含む）上の配慮等を指摘
- 問題はないが、参考コメントを提示
- ◎問題はない

第13版：以下3方向を中心に改定案を策定

- ①店頭広告表示の適正化について
- ②条件付き安値訴求広告の注釈の入れ方
- ③Web広告（Webサイト）の注釈の入れ方
（見落としを防ぐ）について



2019年12月18日 朝日新聞 朝刊

省略



①店頭における広告表示の課題

- ✓ 携帯電話販売店店頭での「条件付き最安値表示」「キャッシュバック」等の広告における注釈不備など。
- ✓ 消費者庁による「携帯電話等の移動系通信の端末の販売に関する店頭広告表示についての景品表示法上の考え方等の公表について」なども昨年11月13日および本年6月25日にあった。

■自主基準ガイドライン改定ポイント

- ✓ 主として店頭での料金表示における留意点

→購入条件があるにも関わらず条件の表示が不十分であったり、条件が正しく認識できない場合、あるいは単に「詳細は店員に」と記載し、購入条件の記載を省略しているような広告は不適切な表示となり得るので注意が必要。

- ✓ 消費者庁上記公表文書の参照を追記

■改定条文

- ・第6条（虚偽、誇大等の表現を用いない広告表示）
- ・第21条（携帯電話等移動体通信端末に関する広告表示）
- ・第22条（広告媒体ごとの留意事項）

②条件付き最安値表示（テレビ広告他）の課題

- ✓ 料金の安さがことさら強調され制約条件などが分かりづらい（注釈量が多い、注釈が小さい、レイアウトや配色・背景などの状況で注釈が読みづらい、表示料金以外に別途発生する料金があるのに記載がないあるいは分かりづらいなど）テレビその他広告があるとの指摘。
- ✓ テレビ広告やWeb動画広告などで音声＋文字で安さや優位性が強調されている際に、制約条件など打消し表示が文字のみで表示されかつ小さい、あるいは表示されていても音声の強調タイミングと離れているなど。
(参考：消費者庁 広告表示に接する消費者の視線に関する実態調査報告書、打消し表示に関する実態調査報告書)

■自主基準ガイドライン改定ポイント

- ✓ 条件（打消し表示）を多数付ける広告表示の際の留意事項等について追記
→TV広告等で使用されるWeb誘導等において、Webサイトやカタログなどでは自己に対して適用される料金が正確でわかりやすく記載されているような配慮が必要。
- ✓ 不適切事例の追記（例：固定回線別途要、複数回線契約要などでの打消し表示のあり方他）
- ✓ 「〇〇放題」などの表現における本体表示と注釈の一体表示について追記
- ✓ 別表8（文字サイズの規定等）および別表9のアップデート、強調表示と打消し表示の関係性の解説
→TV画角、Web動画広告、速度やデータ容量の単位)

■改定条文

- ・第6条（虚偽・誇大等の表現や利益のみの強調表示の禁止、不利益事項の記載）

③Web広告（Webサイト）の課題

- ✓ Webサイト（ホームページ等）で注釈にたどり着くまで画面スクロールを要するなど本体（強調）表示から離れている、重要な注釈がアコーディオンパネルの中にあり気づきにくい、バナー広告内の強調表示に対する注釈（打消し表示）がリンク先に記載されている場合でリンク先の注釈が認識しづらいなど、必要な注釈が見落とされることがあるなど。
(参考：消費者庁 広告表示に接する消費者の視線に関する実態調査報告書、打消し表示に関する実態調査報告書)

■自主基準ガイドライン改定のポイント

- ✓ 不適切事例の追記

→本体表示と注釈の位置がおおきく離れている、クリックすることで注釈類が表示されるいわゆるアコーディオンパネルの中に重要注釈があるなど

■改定条文

- ・第5条（分かりやすい表示 文字サイズ・色・濃さ 強調表示と打消し表示の相対的大きさ 注釈の近接表示）
- ・第6条（虚偽・誇大等の表現や利益のみの強調表示の禁止、不利益事項の記載）

《改定から報道発表までのスケジュール》



① **2019年4月～9月**
検討～改定案策定

② **2019年10月～11月**
事業者へ照会（電気通信4団体加盟事業者） → 詳細後述

③ **2019年12月18日～2020年1月10日**
意見募集（パブリックコメント） → 詳細後述

④ **2020年1月11日～現在**
パブリックコメントを踏まえた修正を施し、確定版に向け最終稿策定中

《2019年10月～11月 事業者照会結果》

意見総数23件 → 修正対応12件/参考とする11件

意見・修正例

- 「放題」表現の規定には放題の類語も入れるべき
- 重要な打消し表示はナレーション等でも省略しない
- 強調表示と打消し表示の関係性について解説を加えてほしい
- 自主基準に定める文字サイズは最低限のものであり、状況に応じてさらに大きく表示するなどに留意が必要であることを記載すべき

《2019年12月～2020年1月 意見募集（パブコメ）の結果》

意見総数 2 件 → 修正対応 2 件予定
(条文やガイドライン細部の整えを含めて最終調整中)

意見・修正例

- 強調表示と打消し表示の一体表示について改定案中で運用の温度差が一部あるので全体として整えるべき
- 「放題」での制約条件表示の際に利用者にはほぼ影響のない小さな条件までをすべて一体表示することはむしろ表示の読みづらさを招く恐れがある

電気通信サービスの広告表示に関する 自主基準及びガイドライン

第13版

**2020年2月
報道発表予定**



EOF